

社会福祉法人 室蘭福祉事業協会 職員給与規則施行細則

第1条 この細則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員給与規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（住居手当の世帯主）

第2条 規則第28条第1項第2号に規定する「理事長が別に定めるこれに準ずる職員」は、次のとおりとする。

- (1) 住民票の世帯主ではないが、住宅が配偶者と共同名義であり、配偶者の勤務先から住居手当が支給されない職員

附 則

- 1 この細則は、令和4年9月1日から施行する。